

# SABO NEWS LETTER

第 144 号【発行日】令和 3 年 4 月 12 日(月)【発行】(一社) 全国治水砂防協会

## 目 次

1. 目 次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 国土交通省砂防部長よりご挨拶・・・・・・・・ 2
3. (一社)全国治水砂防協会理事長よりご挨拶・・・・ 3
4. 国土交通省提供資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

一般社団法人 全国治水砂防協会

住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

## 国土交通省砂防部長よりご挨拶

令和3年度を迎えて

新しい年度となり、各自治体では新たに職員が加わり仕事が始まっていることと思います。砂防部も異動により約30名の職員を迎え、組織も一部改正し新たな気持ちで新年度をスタートしています。そして「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」の初年度にあたり、策定した事業を計画的に推進して参ります。成立した今年度予算と、これに先立つ2年度3次補正予算(5か年加速化対策初年度予算)を加えた15か月予算によって、各現場では業務執行に努力してくれています。多くの現場を抱える事務所等においては、用地対応をはじめとする工事実施までに必要となる業務を、各自治体の支援を頂きながら進めているところであり、加速化対策を確実に執行するためにも、さらなるご支援をお願い致します。

さて、再びの緊急事態宣言が全ての都道府県において解除となり、年度初めに計画されていた各種行事や会議が行われることになり、延期となっていた各所での砂防施設の竣工・完成式等についても、順次執り行われる予定です。ほぼ1年間このような活動が滞っていましたが、今後はこれら機会を最大限活用することによって、地域の声・ご意見をお聞きし、より良い政策の立案ができるよう、行事、会議等にも工夫をして参りたいと考えています。今年度もよろしくお願い致します。

## &lt;砂防部の新体制&gt;

・「土砂災害対策室」の機能強化及び「砂防管理支援室の設置」による管理支援等  
気候変動による豪雨災害の頻発、激甚化に加え、地方では少子高齢化が深刻化しています。これら自然条件や社会環境の変化に対応するため、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」の事業執行や、土砂災害の現場対応を行う都道府県に対する支援強化を図ります。また、砂防指定地内等における施設の維持管理や不法行為の取り締まりなど、土地の管理に関して、地域住民等に多大な影響を及ぼさないために管理業務の支援を行って参ります。

## &lt;今年度の達成目標&gt;

ハード対策のメニューとして「まちづくり連携砂防等事業」を創設する等、これまで様々な事業主体との連携を図り、計画的・重点的に配分できる個別補助事業化を進めてきています。災害に強いまちづくりにご尽力いただいている市町村をしっかりと支えるとともに、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」を進めるため、支援・サポート体制を構築し、計画した目標の達成に向けて事業予算を確実に執行してまいります。

また、ソフト対策の充実を図るため、防災・安全交付金を活用した「土砂災害リスク情報整備事業」を進めて参ります。土砂災害警戒区域等の指定を完了させることはもちろん、市町村が作成する土砂災害に対するハザードマップの整備や、災害時要配慮者利用施設の避難確保計画策定及び、避難訓練の実施率が100%となるよう、全面的に支援してまいります。これら取り組みの進展により地域住民が着実に避難行動をとり、土砂災害による人的被害がなくなることを期待しています。

国土交通省 砂防部長 今井 一之

## (一社)全国治水砂防協会理事長よりご挨拶

会員の皆様へ

新年度が始まりました。今年は東京オリンピック・パラリンピックの年です。聖火リレーも始まっております。希望に満ちた素晴らしい年になるよう祈念したいと思います。

さて、年度初めに当たり、当協会の活動にご支援・ご協力賜っておりますことに改めて心から感謝申し上げます。会員のお役にたちますように協会職員一同、心を新たに本年度も頑張っております。引き続き、ご指導、ご鞭撻いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今回も砂防部長からご挨拶をいただき、関連資料を頂戴いたしました。最近の砂防事業では、地域と連携した施策が多く打ち出されております。今年度は「まちづくり連携砂防等事業」を創設され、地域のまちづくりと連携した補助事業が推進されます。また、砂防部の組織も「土砂災害対策室」の機能強化、「砂防管理支援室」の設置による管理支援体制の強化が図られております。

気象条件が荒ぶる現状を受け、災害に強いまちづくりや、砂防指定地・土砂災害特別警戒区域等の管理強化などまさに時宜を得た対応であると思います。

当協会といたしましても、これらの施策を受けて、市町村等会員各位への有益な情報提供などを一層強化してまいりたいと考えておりますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

東京では葉桜の季節を迎えつつありますが、青森、北海道の一部では降雪も見られたとの事です。どの地域でも寒暖差が大きくなっております。皆様におかれましても、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。

令和 3 年 4 月 12 日

一般社団法人 全国治水砂防協会  
理事長 大野 宏之

## 令和3年度 砂防部新体制

○「土砂災害対策室」の機能強化及び「砂防管理支援室の設置」による管理支援 等  
気候変動による豪雨災害の頻発化、激甚化に加え、地方では少子高齢化が進む中、自然条件や社会環境の変化に対応するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の事業執行や土砂災害の現場対応を担う、都道府県の支援強化を図る。  
また、砂防指定地等における行為制限や施設の整備・保全に関し、地域住民等に多大な影響を及ぼさないために管理業務の支援を強化する。

### 1. 土砂災害対策室

- 砂防管理支援室の構成員を兼ねることで指定地管理との連携性を高め、管理不十分や不法行為等に起因する土砂災害対策上の課題の解決を図るとともに、都道府県を支援する体制の充実及び人材育成を進める。

### 2. 砂防管理支援室 ← 砂防管理室

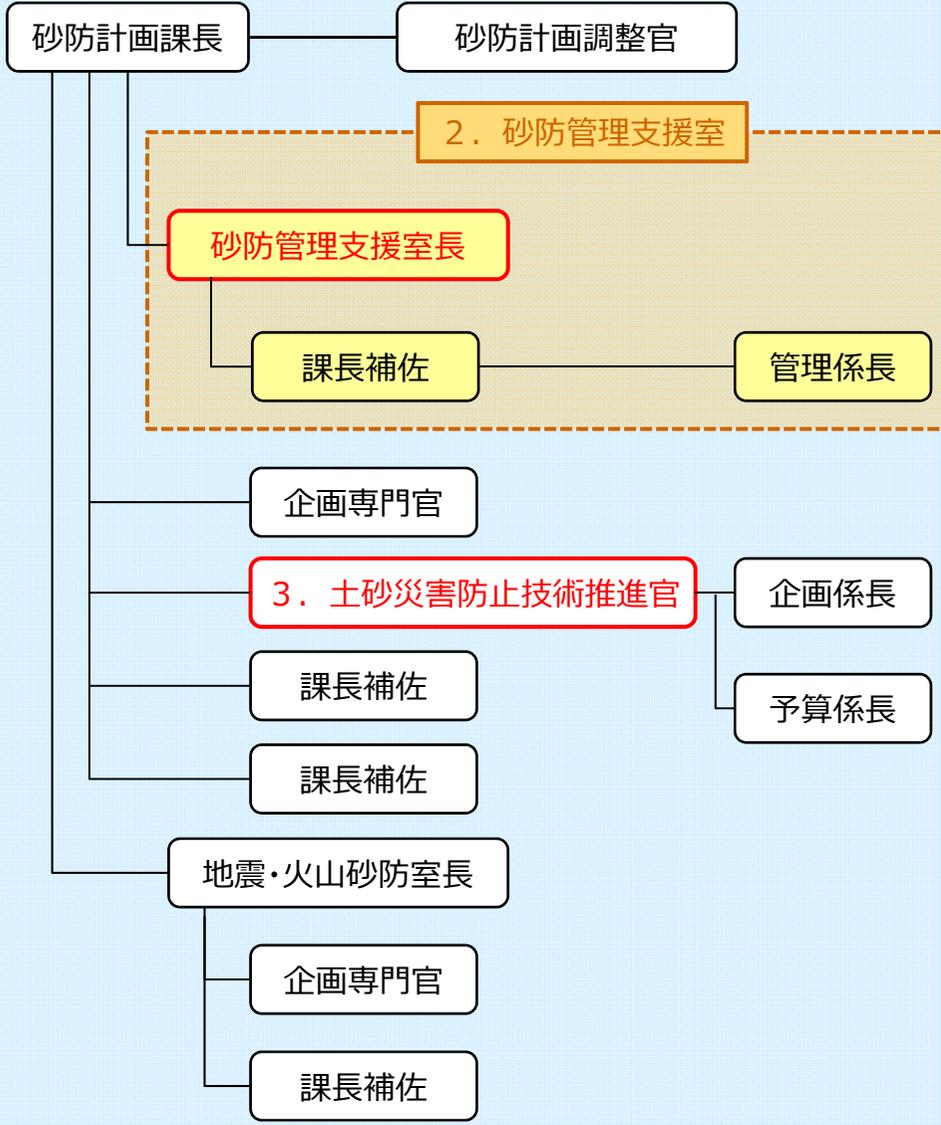
- 保全課を含めた人員構成として砂防管理室の組織を拡充することで、砂防設備の保全等に係る技術や知見を指定地の管理業務に活用するとともに、指定地の適切な管理による効果的な施設整備・保全を促進するなど都道府県への支援を充実させる。

### 3. 土砂災害防止技術推進官 ← 土砂災害防止技術調整官

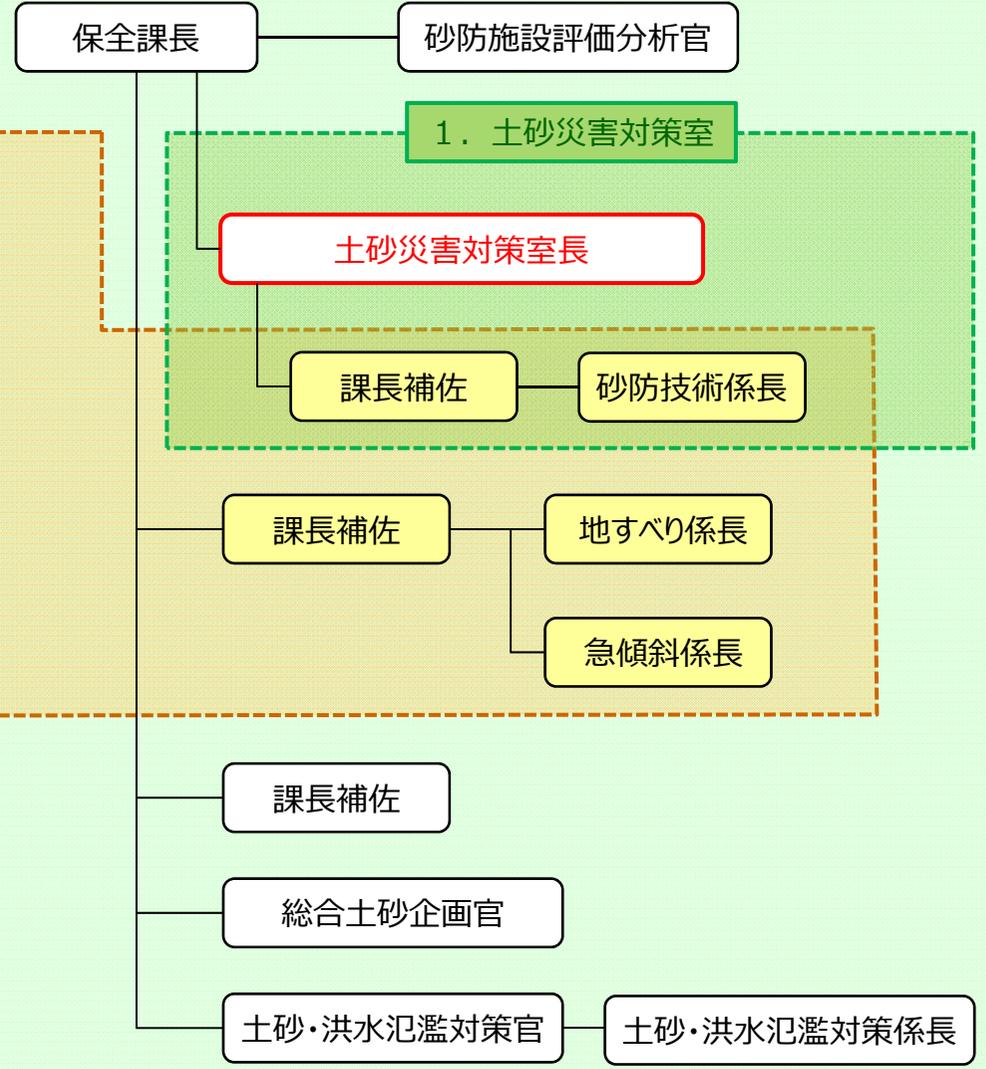
- 土砂災害対策技術の高度化や新たな技術の開発促進及び開発された技術の普及、活用促進等に係る企画、立案、調整を行う土砂災害防止技術推進官を新設する。

# 令和3年度 砂防部新体制（参考：組織体系図）

## 砂防計画課



## 保全課



# 個別補助制度「まちづくり連携砂防等事業」の新設

- 居住などを集約しようとする地域およびこれら地域に接続するネットワークインフラ（物流、エネルギー、生活インフラなど）を保全する砂防関係事業を計画的・重点的に進めるため、「まちづくり連携砂防等事業」を新設
- 居住や地域の基礎的インフラ等の集約化にかかる取組と連動した対策を展開することにより、集約化を促進するとともに地域のまちづくりにかかる取組をサポート

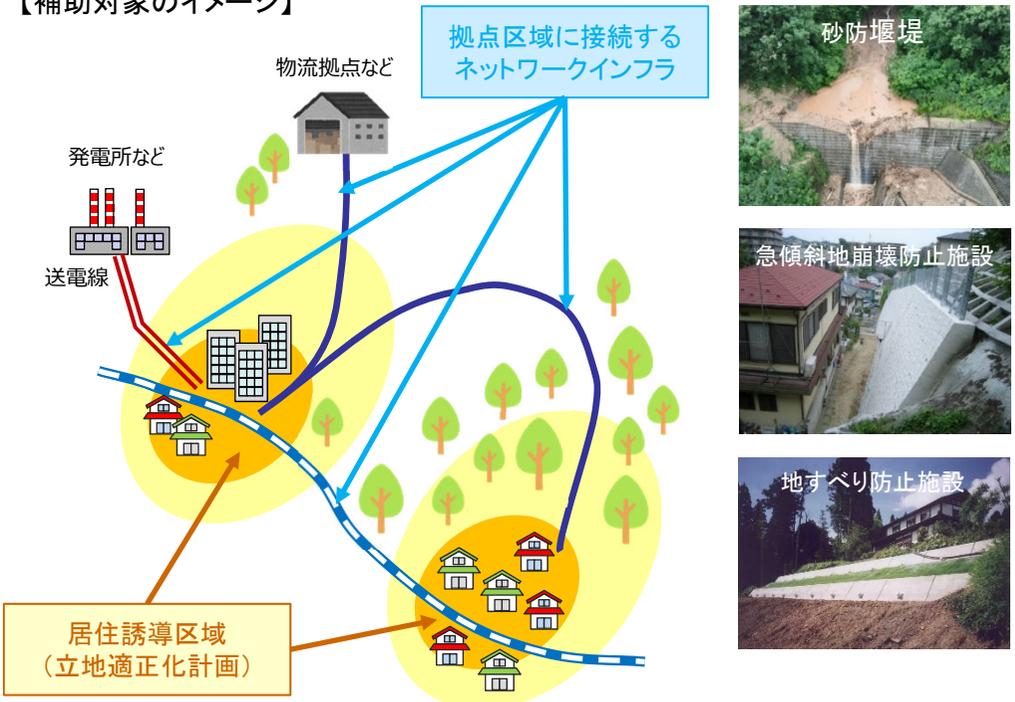
## 【背景・課題】

- 近年の土砂災害では、人命や個人の財産だけでなく、社会生活や経済活動を支える公共インフラ等が被災し、その影響によって復旧・復興や地域の生活再建に時間を要する事例が散見
- 「いのち」とともに地域住民の「くらし」を守るため、地域のまちづくりの取組とも連携しつつ、基礎的なインフラ施設の保全対策を計画的、重点的に推進する必要

## 『まちづくり連携砂防等事業』

- ・ 住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域（立地適正化計画における居住誘導区域（予定する地域を含む））及びこれら地域に接続するネットワークインフラを保全する砂防関係事業を補助
- ・ 計画的・集中的にこれら地域の保全対策を進めることにより、居住やインフラ施設を集約しようとする地域のまちづくりにかかる取組をサポート

## 【補助対象のイメージ】



### 平成30年7月豪雨

#### <浄水場の被災>

- ・ 7/7の被災から8月上旬に仮設浄水場が設置されるまで約42万人・日に影響
- ・ 8月上旬の仮設浄水場設置後も10/20に全世帯引用可能となるまで約43万人・日に影響



### 令和2年7月豪雨

#### <発電所の被災>

- ・ 地すべりによって発電所が被災
- ・ 7/28からの操業停止により大蔵村等近隣に住む住民の生活に大きな影響

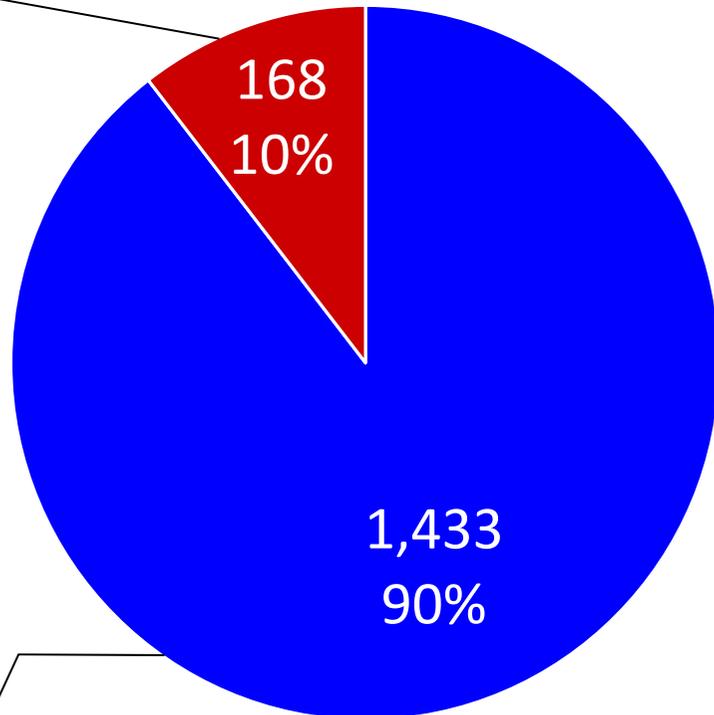
## 土砂災害ハザードマップの公表状況

- 土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定の市町村において、土砂災害防止法第八条第3項に基づくハザードマップをHP、印刷物の配布等で公表している市町村は約90%

土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定の市町村におけるハザードマップの公表状況

(令和2年3月末時点)  
注：市町村には特別区を含む

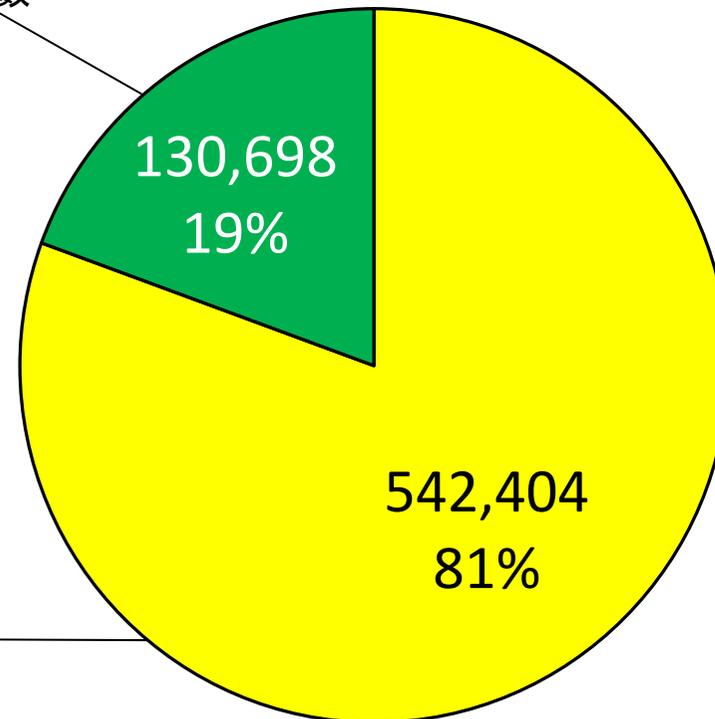
土砂災害警戒区域が指定されている市町村のうち、土砂災害防止法第八条第3項に基づく土砂災害ハザードマップを未公表の市町村



土砂災害防止法第八条第3項に基づく土砂災害ハザードマップを公表済みの市町村

N=1,601  
(土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定市町村数)

土砂災害防止法第八条第3項に基づく土砂災害ハザードマップに未掲載の土砂災害警戒区域数



土砂災害防止法第八条第3項に基づく土砂災害ハザードマップに掲載済みの土砂災害警戒区域数 (指定予定含む)

N=673,102  
(基礎調査結果による土砂災害警戒区域数)  
※2以上の市町村にまたがる土砂災害警戒区域は、そ

土砂災害防止法に基づき避難確保計画の作成等が義務づけられる要配慮者利用施設数  
(令和2年12月末時点)

○ 要配慮者利用施設における避難確保計画は、令和2年12月31日時点で対象18,326施設のうち、作成済みは12,139施設となっており作成率は66.2%である。

都道府県	市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数	
		うち、土砂災害に関する避難確保計画を作成している施設数
北海道	338	90
青森県	104	74
岩手県	208	185
宮城県	177	122
秋田県	123	106
山形県	125	83
福島県	167	120
茨城県	94	89
栃木県	172	137
群馬県	166	138
埼玉県	59	38
千葉県	65	31
東京都	171	72
神奈川県	1,763	1,279
山梨県	73	40
長野県	777	424
新潟県	355	242
富山県	96	94
石川県	134	124
岐阜県	679	510
静岡県	664	494
愛知県	340	247
三重県	292	175

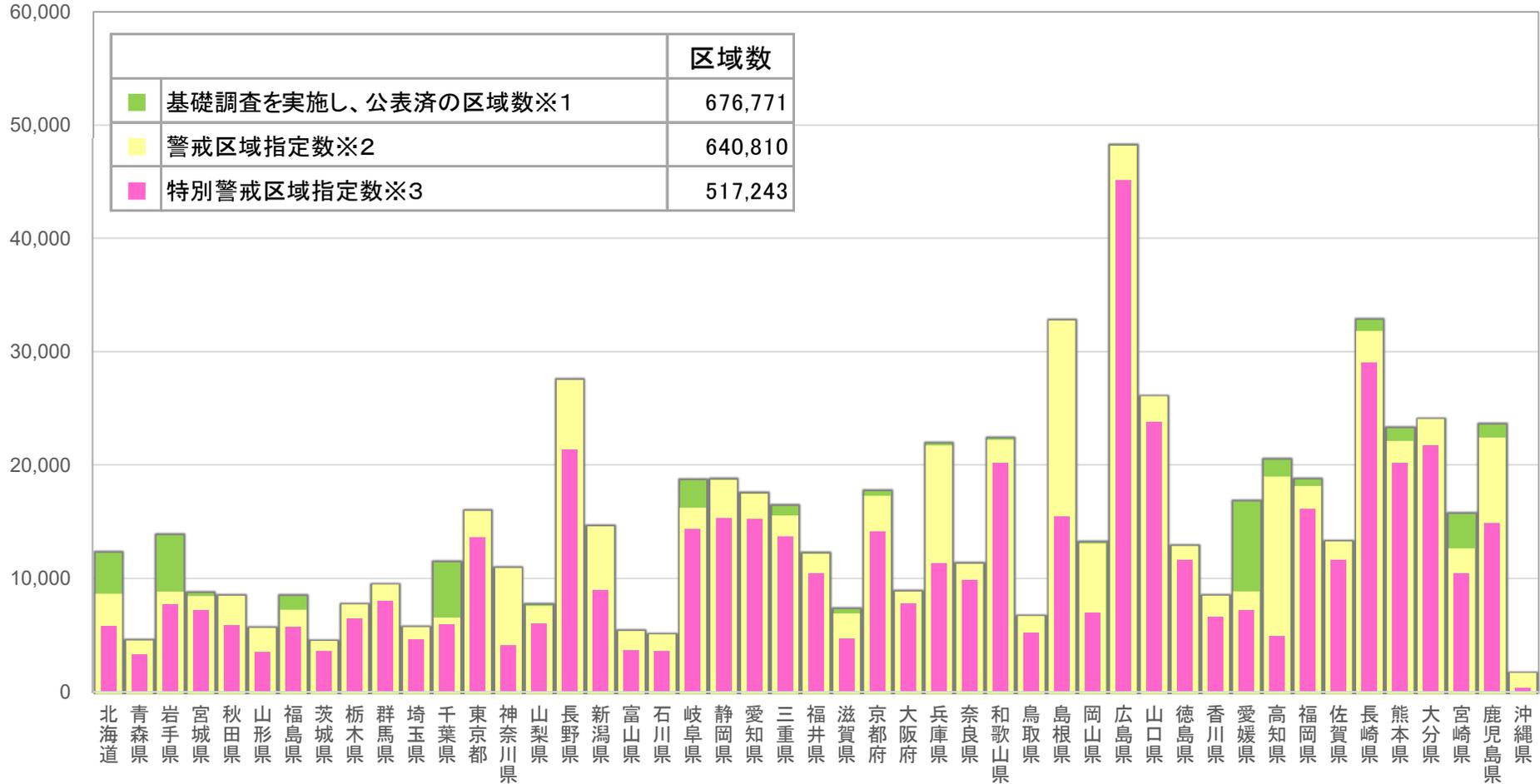
都道府県	市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数	
		うち、土砂災害に関する避難確保計画を作成している施設数
福井県	296	222
滋賀県	148	112
京都府	584	374
大阪府	319	193
兵庫県	920	501
奈良県	147	83
和歌山県	366	207
鳥取県	139	112
島根県	510	302
岡山県	395	182
広島県	1,954	1,590
山口県	680	467
徳島県	281	233
香川県	207	158
愛媛県	435	281
高知県	453	301
福岡県	917	505
佐賀県	175	68
長崎県	443	272
熊本県	383	339
大分県	318	143
宮崎県	366	259
鹿児島県	681	305
沖縄県	67	16
合計	18,326	12,139

土砂災害防止法に基づき避難確保計画の作成等が義務づけられる要配慮者利用施設  
→土砂災害警戒区域に立地しており、市町村地域防災計画に定められた施設

# 土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和2年12月末時点)

(区域数)



**※1. 基礎調査を実施し、公表済の区域数**

当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所について基礎調査を実施し、その結果を関係市町村長に通知するとともに、公表することをいう。令和2年12月末時点の値であり、今後、変更の可能性はある。

**※2. 土砂災害警戒区域（イエロー:警戒避難体制の整備）（土砂災害防止法）**

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

**※3. 土砂災害特別警戒区域（レッド:開発行為に対する規制）（土砂災害防止法）**

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。